

SMSを利用した債権譲渡通知に関する実証

申請者 株式会社リンクス

認定日等

認定：2020年6月26日
(申請：同年6月12日)

主務大臣 法務大臣【規制所管】、経済産業大臣【事業所管】

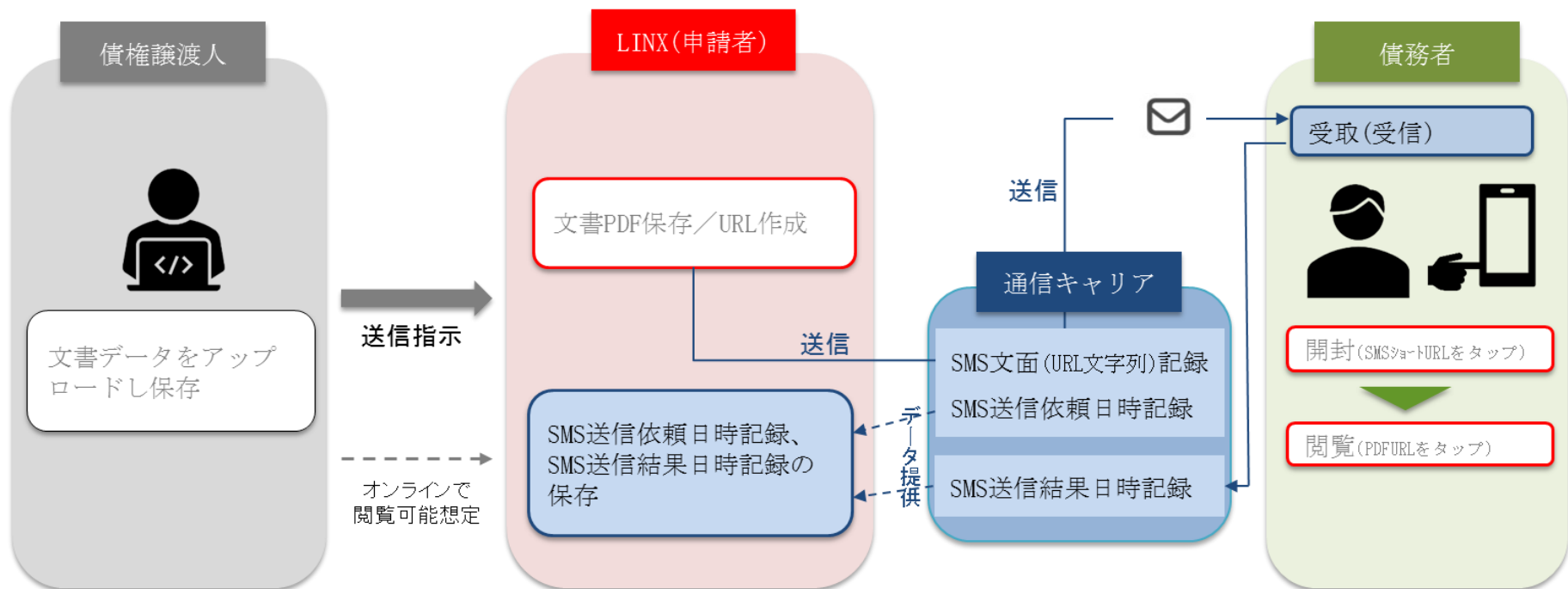
実証目的

- ・事業者は、SMAPS (Short Message Accelerate Platform Service) という、**SMS (Short Message Service)** を利用して、確実に目的の通信端末へメッセージを届け、メッセージに記載したショートURLから重要な情報に誘導することができるクラウドサービスを提供している。
- ・本実証では、**債権譲渡に関する債務者への通知**について、第三者対抗要件が認められる**既存の方法 (内容証明郵便等)**で行うと同時に、**SMAPSを利用したSMSによる通知**を行い、その真正性、利便性等を検証する。
- ・本実証を機に、社会生活上の重要な通知手段を書面からSMSへと代替させ、社会全体の一層のペーパーレス化・デジタル化（これによる費用削減、業務効率化・迅速化、利便性向上等、様々な社会的メリットが期待される）を推進する。

実証計画 (実証期間：実証開始の準備が整ってから6ヶ月後の日が属する月の末日まで)

- ① 債権譲渡人は、債務者に対して、既存の確定日付のある証書の通知を行うと同時に、SMAPSを利用したSMSにより同一内容の通知を行う。
- ② 申請者のサーバに、債権譲渡人の依頼受付日時、SMSの送信・到達日時、債務者のURLアクセス日時等のログが記録され、通知した内容とともに保存される。
- ③ 利便性等について、債権譲渡人、債務者に対してアンケートを実施し、既存の通知方法との比較検証を行う。
- ④ データの真正性について、SMSによる通知に係るログや通知内容に関する改変その他の異状の発生の有無、システム障害等の発生有無を観測する。

<本実証におけるデータ授受の概要>



課題となった規制について

サンドボックス実証を申請する背景

- 債権譲渡の第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知又は承諾とされている（民法467条2項）。現在、電子取引はますます盛んになっており、債権譲渡においても、電子的なやりとりで、第三者対抗要件の具備等の債権譲渡にかかる手続を済ませることに対するニーズが高まっている。
- SMAPSを利用したSMSは、通信キャリアを經由して、確実に相手方の通信端末に送信し、また送信・到達に関する記録を取得することができる等の特徴を有する。
- このようなSMSを利用した通知が、確定日付のある証書の通知とみなすことが可能となれば、既存の債権譲渡に係る通知方法に比べて、大幅に作業の迅速化・ペーパーレス化が図られることが期待される。

新技術等関係規定に違反しないことの方

- 本実証における債権譲渡の通知は、法定の確定日付のある証書による通知に加えて、新たな通知方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するところはない。
- ※ 申請者は、将来的には、SMSによる債権譲渡の通知を、既存の確定日付のある証書による債権譲渡の通知と同様に、第三者対抗要件を持つものとすることを希望。

(参考) 関係法令等

民法 (抄)

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

民法施行法 (抄)

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

○2 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ第一項ニ規定スル指定 公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

○3 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス